

第58回議会運営委員会記録

令和3年3月3日

【開催日】 令和3年3月3日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後4時20分～午後4時57分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	吉 永 美 子

【除斥委員・議員】

委員外議員	山 田 伸 幸		
-------	---------	--	--

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
議事係長	中 村 潤之介		

【付議事項】

- 1 陳情書（山田伸幸議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について）
について
- 2 その他

午後4時20分 開会

長谷川知司委員長 皆さんお疲れ様です。ただいまから第58回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項、「山田伸幸議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について」を議題として審査を行います。本日は

参考人として、陳情書の提案者であります杉山晶等さんの出席を得ております。それでは、委員会を代表して、参考人の方に一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただきましてありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について参考人の方から説明していただき、その後質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言していただきますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、御了承ください。では、陳情書の内容について、参考人の方から説明を求めます。杉山晶等さんからお願いします。

杉山晶等参考人 この度は、委員会にお招きいただきまして、発言する機会を与えていただきましてありがとうございます。冒頭に「時間が余らない」というふうに言われましたものですから、端的にお話しさせていただきたいと思います。まず陳情書に至るまでの簡単な経緯をお話しさせていただこうと思うわけなんですけれども、陳情書に添付させていただきましたこういった意見広告は、皆様お読みになられていると思います。これについても、後ほど御質問がありましたら承りたいと思います。市会議員の山田議員が、平成30年9月28日の本会議場において、とんでもない不適切発言をされたわけです。端折って説明しますと、要は私も山陽小野田市の法人市民に向かって、ブラック企業であるとか調査に入ったとか、そんな話をされたわけです。そのときの質疑の内容からして、なぜ私どもに対してブラック企業と言わなければいけなかったのか。誠にもって不思議でなりません。これは、本当に何て言うんですか、思い付きでなければ、私どもに対する悪意のこもった確信的な犯行ではないかなと、私どもをおとしめるための、そのように私は感じました。当然ながら、昨今瞬時にインターネットでライブ配信されているわけですから、全国の皆さんがこの発言を見聞きされたわけです。様々な被害が

発生しました。これについて、私どもは謝罪を求めたわけですが、議員は議場で何を言ってもいいんだと、この一点張りです。議場で何を言ってもいいとか悪いとかではなくて、根拠もなく、調査もせず、先ほど申しましたように、この不適切発言については、後の法廷で明らかになるわけですが、全くもって根拠がない、うその発言だったわけです。私どもは調査に入られたこともないし、彼が入ったこともありません。それでもまだ謝罪はしない、何を言ってもいいんだと。何を言ってもいいんだったら、議場で「ばか」だの「あほ」だのと、こんな品格も品位もないような発言も許されるのかと、私はもう不信でなりません。この議会の後、法廷でもって、名誉棄損で争ってきたわけです。山田議員については、これだけにとどまらず、今年2月20日の本会議を私はネット中継で見ていたわけなんですけど、市場の問題について、不公平で差別的な運営と、これもまた根拠もない虚偽の発言をされておる。また、遡ること8月7日の本会議ですか、市長の出生に関わる誹謗もされておられる。だから私どもだけじゃなくて、繰り返し不適切発言をされておられるわけです。そして、戻りますけど、私の意見広告に対して、山田議員が、明るいまちという新聞というんですか広告で、裁判については名誉毀損ではないという結審をいたしました、名誉棄損ではなかったんですよということを書かれております。これで明らかになったのは、名誉棄損ではない、なぜ名誉棄損——普通は名誉棄損なんです。ですが、なぜ名誉毀損ではないかという、これは判例文を見たら分かるわけなんですけども、私どもが要約して判例文についてお話しすると、要は、市議会は国会に準ずると。国会は言論の府であると。日本は三権分立であるから、国会の議場において自由な論議を保障されているということでもあります。そういうことであるから名誉毀損にしないと。これは、はっきりしたことは、議場で不適切発言があった場合は、これは国会もそうですけども、議会で追及、断罪されるわけです。たくさんの例がありますけど、国会議員は最終的には辞職まで追い込まれていっています。こういう議会の機能が当市議会にあるのだろうか。このように私は思っておるわけです。ところが、さっきも申しましたように、二度、三度、

四度と何度でも反省もせず、謝罪もせず、不適切発言をいまだに繰り返しておる状況であるわけです。そこで、私はこの陳情書を提出させていただいたわけです。言うなれば、ここで法律論をしたいわけじゃなくて、この陳情書に書いてあるように、これも皆さんは見られたと思えますけれども、議会の機能について、こんな不適切発言をただすべく、きちんとやってほしい。それから、議場にいらっしゃる議員の皆様も、不適切発言については、やはり適宜指摘してほしい。私も国会中継とか見ているんですけど、いろんな議員が、その場でいろんな指摘をされています。それから、何よりも市民を、また善意の第三者を傷つけるような発言をされたら、やはり道徳的にどう考えても謝罪すべきです。また、させなくてはならないと思います。そうでなければ、これは議場において何を言ってもいいんだと、そして、インターネットでライブ配信されている状況の中で、これはもう権利の乱用ですよ。その発言によって、たくさんの方が傷つく場合があるということをよくよく理解して、人を傷つけないように、適切な言葉で議会の運営と議論をしていただきたいと思うわけです。これは、やはりそういった議会の機能と皆さんの看視が、お互いの看視が必要なのではないかというふうに思いますし、今、市民のほうはネット環境で議論の状況が見られますから、不適切なものについては、いろいろな指摘をされていると思います。しかしながら、議会においては、いかがなものだろうか、このように思いまして今回陳情させていただきました。以上です。

長谷川知司委員長 はい、ありがとうございます。以上で陳情者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

高松秀樹委員 今日は、お疲れ様です。ありがとうございました。参考までに聞くんですが、裁判のことを申されておりましたよね。直接は関係ないと思うんですけど、今のお話では、名誉棄損で争ったということで、これはどこまで行ったんですか、最終的に。

杉山晶等参考人 私も法律の専門家ではございませんので、弁護士さんと相談いたしまして、名誉毀損に当たるということから争ってきました。最終的に、広島高裁で結審した後、最高裁に持っていくつもりでした。しかしながら、私の顧問弁護士が、これは事実なんですけれども、郵送するのに勘違いがあって、いわゆる1日ずれてしまったわけです。これで最高裁に持っていけなくなったというのが事実であります。しかし、裁判所は、司法は、地裁、高裁といくわけですけれども、一貫して、言論の府、いわゆる議会は、議会の中でしっかりと追及、断罪してくださいという立場でございます。御質問にあったように、最終的には高裁で終わりました。ただ、実は提訴を2件いたしておりまして、この件につきまして、もう一つは議会の設置者を相手に今、法廷の場で進めております。これは私が先ほど申しましたように、議会が不適切発言についてきちんと追及する、そして、断罪する機能があるのかなと。これについて、司法の場に持ち込んで争っているというところなんです。以上です。

高松秀樹委員 議会なんで、法的な話はもちろんしないんですが、恐らく何となく話を聞いて、判決文を読まないと分からないんですけど、言われるのは議会の自律権の範囲内で対応しろということなのかなと思います。杉山さんが言われていた、国会は発言によって辞職まで追い込まれていると。市議会はそういうものがないのかという発言がありましたが、これも参考までに言うと、市議会ももちろん懲罰があります。発言に対して懲罰を掛けることもできます。しかしながら今回の陳情を見ると、1番から3番までについては、これは山田議員に対する対応ではなくて、不穏当発言に対する議会の対応をしっかりとしろというふうな趣旨だと思っておりますので、山田議員がちょっと何を言ったかというのは、若干ちょっと話が違ってくるので、この部分はしっかり我々としてはやっつけていかなきゃならないと。私も一議員として、言われるように対応が遅れたというのが事実だと思います。不穏当発言については、会期内つまり会議が終われば法的な対応ができないというのは事実だったんですが、その後何がしかの事実的な対応ができたのかなと思って、反省して

いるところです。この陳情の趣旨というのは、今私が言った、議会の対応をきちんとしろということによろしいんですか。

杉山晶等参考人 はい、そのとおりでございます。山田議員が、きちっとした対応を取らなければ、議会としてきちっとした対応をしていただきたいし、4番に書いてあるように、ルールとか規則とかじゃなくて、道徳的に、人を傷つけたら「ごめんなさい」、「申し訳なかった」と、なぜ一言謝れないのかと。これについても、議員の皆様から分からない者に教えてあげてほしいと思います。これは、小学生でもこういうことはきちっとできるはずです。立派な議員がなぜできないのか。私は納得できないし、当然ながら山田議員を今でも許せない。このように思っております。以上です。

長谷川知司委員長 ほかにございませんか。

吉永美子議員 すいません、まず陳情書の中で5項目とあるけど、これは4項目でよろしいですね。下記5項目と書いてあるんですが、4項目でよろしいですか。

杉山晶等参考人 はい、すいません。4項目、それから下に理由を付けておりまして、数えて5項目としてありますけども、4項目です。訂正をお願いいたします。

吉永美子議員 やはり地方自治法の第132条の中に品位の保持というのもありまして、議員は何でも言っているとはなっていないと思っています。ここでせつかく来られているからお聞きしたいんですけども、「調査に入ったことはない」とはっきり明言されて、山田議員本人は「入った」と言われているということで、山田議員に対して謝罪と訂正を求めたということは、これはどういうふうな形で謝罪と訂正を求められ、どういう形でこの対応が戻ってきたのか。教えていただければよろしいですか。

杉山晶等参考人　これは司法の場できっちりと、山田議員は「調査にも入っておりません」と言いましたし、「ブラック企業」と言われましたけども、「お宅様に対して言っておりません」と言っているにもかかわらず「言っておりません」と言われました。これは司法の資料、私もどっさり持ってきましたけれども、当然ながら、お取り寄せいただければ、山田議員が司法の場で、うそを言っていない限りは、きちっとそのことを話しております。

吉永美子議員　謝罪と訂正を求めたというのは、この司法の場で求められてということですか。ここの議員は何も言っても許されると、ここのところをちょっとお聞きしています。

杉山晶等参考人　そうです。司法の場で私は謝罪と訂正を求めました。議員は何を言っても許されるんだというようなことも司法の場で言っておるわけなんです。また、この広告にはごさいませんが、当初、司法の場でもそのようなことを申していますけれども、当初、私は司法の場に持ち込む前に、「謝罪してくださいよ」と申しておったわけなんですけれども、山田議員は、「何を言っても大丈夫なんだ」ということを申しておられたというふうに私は聞いております。もちろん司法の場でもそのように言っております。要は権利なんだと、言論の府の権利なんだというふうに言っておるわけなんですけど、繰り返しになりますけれども、言論の府の権利ならば、権利に対して言論の府はきちっと責任を果たしていただきたい。このように思うわけです。以上です。

長谷川知司委員長　ほかにございますか。

高松秀樹委員　参考資料で意見広告を作られていまして、吉永委員が何点か言われましたけど、ここに書いていることは全て真実であるというふうに受け取ってよろしいですか。

杉山晶等参考人 一点の偽りもございません。

長谷川知司委員長 意見広告も含めて、ほかに何か質疑があれば、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、一応ここで質疑を終了します。参考人の方に一言御礼申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対して心から感謝いたします。頂きました貴重な御意見は、今後、本委員会で、審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。どうも、ありがとうございました。

(杉山晶等参考人退室)

長谷川知司委員長 ここで、一旦休憩します。

午後 4 時 4 4 分 休憩

午後 4 時 5 5 分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解いて委員会を再開します。先ほど杉山さんから意見をお聴きしました。今後の委員会の進め方を皆様にお諮りします。どのようにしましょうか。

吉永美子議員 今日、杉山さんからお話を聞きましたので、やはり、もう片方である山田議員に参考人として来ていただいて、お話を聴くべきだと思います。

長谷川知司委員長 今、吉永委員から参考人として山田議員の話を聴くという意見がありました。これについてどうでしょう。(「異議なし」と呼ぶ者

あり)では、次回そのようにしたいと思います。そのほか、議会がいつお呼びするかは、ちょっと事務局と本人とも調整して行います。ほかに皆さん、このことについて何かありますか。その他、事務局からお願いします。

中村議会事務局議事係長 二つほどあります。昨日言い忘れておりました追加議案の配布です。3月5日金曜日、議場にて配布になります。その件を含めて全員協議会を3月9日火曜日の一般会計全体会終了後に議運決定事項報告ということで考えております。以上です。

長谷川知司委員長 そのほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、これで議会運営委員会を終了します。お疲れ様でした。

午後4時57分 散会

令和3年(2021年)3月3日

議会運営委員長 長谷川 知 司